

○殺虫剤指針の取扱いについて

(平成二年三月二六日)

(薬審二第四一―号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局審査第二課長通知)

殺虫剤指針については、平成二年三月二六日薬発第三〇八号薬務局局長通知をもって各都道府県知事あて通知したところであるが、当該指針収載の殺虫成分を含有する医薬品の承認申請に当たっては、左記のとおり取扱うこととするので貴管下関係業者に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、昭和五三年八月一日薬審第八八四号薬務局審査課長通知「殺虫剤指針の取扱いについて」は廃止する。

記

1 申請品目が指針医薬品各条に収載の原体である場合

- (1) 「一般的名称欄」は、当該医薬品各条の名称を記載すること。
- (2) 「成分及び分量又は本質欄」は、「殺虫剤指針〇〇〇〇」と簡略記載することができること。
- (3) 「規格及び試験方法欄」は、「殺虫剤指針による。」と簡略記載することができること。

2 申請品目が製剤である場合

- (1) 「一般的名称欄」は、空欄とすること。
- (2) 配合成分の規格が指針医薬品各条の規格によるものにあつては、「成分及び分量又は本質欄」において、その成分を「殺虫剤指針〇〇〇〇」と記載することにより、その規格及び試験方法を省略することができる。
- (3) 申請品目が指針医薬品各条に収載の製剤である場合には、「製造方法欄」及び「規格及び試験方法欄」を「殺虫剤指針による。」と簡略記載することができること。